

報告第 2 1 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 26 年 10 月 14 日	274,320 円	足立区西新井本町 在住者	平成 26 年 9 月 3 日、区立第五中学校の校庭で行われていた野球部の部活動において、バッティング練習をしていた野球部員が打った打球が防球ネットを越え、相手方が所有する家屋のひさしを破損させた。